

# 就 学 案 内

## □ 小学校への入学

### ● 就学時健康診断通知

教育委員会では、新しく入学するお子さま(その年の4月1日に満6歳に達するお子さん)に対して、毎年10月から11月にかけて各小学校で就学時健康診断を行います。この健康診断は、元気に学校へ通学ができるよう学校保健法によって定められたものですので必ず受診ください。該当するお子さまがいるご家庭には、9月中にお知らせを送付します。

### ● 入学通知書(封書)

1月末日までに到着するように送付します。

入学通知書の内容

- ・ 入学者氏名、生年月日、性別
  - ・ 入学する学校名
- } が記載されています。

※内容にまちがいがいかご確認ください。

※入学式の日時等の案内は、入学する学校から通知されます。

※入学式には入学通知書を持参することとなりますので、紛失しないようにお願いします。

※入学する児童のいる家庭で、入学通知書が届かなかった場合は、学校教育課学務班にご連絡ください。電話0479(73)0094

※就学に不安がある場合や指定校の変更へのご相談に関しては、学校教育課指導班又は学務班へお願いします。電話0479(73)0094

## □ 中学校への入学

### ● 入学通知書(封書)

1月末日までに教育委員会から入学通知書を送付します。

※入学通知書の内容は、上記の小学校の項目を参照ください。

※内容にまちがいがいかご確認ください。

※入学式の日時等の案内は、入学する学校から通知されます。

※入学式には入学通知書を持参することとなりますので、紛失しないようにお願いします。

※入学する生徒のいる家庭で、入学通知書が届かなかった場合は、学校教育

課学務班にご連絡ください。電話0479(73)0094

※就学に不安がある場合や指定校の変更へのご相談に関しては、学校教育課指導班又は学務班へお願いします。電話0479(73)0094

## □通学する学校が変更になる場合

通学する学校が変更になる場合は次のとおりです。

### 1 他市町村から匝瑳市へ転入された場合

- ・住民登録手続を市民課で行った後に学校教育課学務班へお越しくください。
- ・在籍していた学校から受け取った書類は、転入する学校へ持参ください。

### 2 匝瑳市から他市町村へ転出される場合

- ・転出手続を市民課で行った後に学校教育課学務班へお越しくください。
- ・在籍していた学校から転校に必要な書類の交付を受け、転出先の教育委員会または転出先の学校で手続を行ってください。

### 3 匝瑳市内で転居された場合

- ・転居の手続を市民課で行った後に学校教育課学務班へお越しくください。

## □就学校の変更・区域外就学について

### ●就学校の変更

教育委員会では、学校教育法施行令に基づき、義務教育の年齢にあるお子さまには就学する学校を指定しています。

この指定にあたっては、お子さまの住所により就学する学校を指定しています。(4ページ「匝瑳市立小学校及び中学校の通学区域」参照)

しかし、何らかの理由や事情により、やむを得ず「就学校を変更」したい場合は、学校教育課学務班にお問い合わせまたはご相談ください。

### ●区域外就学

匝瑳市以外から市内の小中学校に就学する場合や匝瑳市内から他の市町村の小中学校に就学する場合を「区域外就学」といいます。

この区域外就学を希望する場合は、希望校の所在する教育委員会にご相談ください。ただし、区域外就学には住所を定めている市町村の教育委員会の同意を得る必要がありますので、すぐに許可されるものではありません。

やむを得ない事情により住所地の学校に就学することのできない場合に許可されるものです。匝瑳市にあっては、学校教育課学務班が窓口となっていますのでご相談ください。電話0479(73)0094

●就学校の変更ができる主な理由は次のとおりです。

区 分	内 容	変更できる期間	備 考
転 居	・転居により学区が変わるが、現在の学校に就学したい場合。	保護者等が希望する期間又は卒業まで	
留守家庭	・保護者の仕事の関係で、預かり先の祖父母等の住所地の学区となる学校に就学したい場合。	保護者等が希望する期間又は卒業まで	
地理的条件	・通学の安全性等を考慮又は指定校以外の学校の方が通学距離が近い場合。	保護者等が希望する期間又は卒業まで	
特別支援教育	・特別支援教育を必要とする児童生徒の場合。 ・慢性疾患により長期入院治療のため院内学級等に通学する必要がある場合。	保護者等が希望する期間又は卒業まで	診断書の写し
特殊事情	・いじめ、不登校等学校生活が起因して在籍校への就学が困難となった場合。 ・帰国子女で、何らかの教育的支援が必要と認める場合。 ・兄弟姉妹が就学している学校に就学したい場合。 ・その他、教育委員会がやむを得ないと認めた場合。	保護者等が希望する期間又は卒業まで	

## □就学援助の制度

義務教育期間中に経済的な理由により、お子さまに教育を受けさせることが困難な場合に援助する制度があります。この制度は学用品費・学校給食費・修学旅行費・校外活動費・医療費などの一部を市が負担するもので、匝瑳市に住所を有する方に限ります。

この制度を希望する保護者は、学校教育課学務班にお問い合わせ・ご相談ください。電話0479(73)0094

匝瑛市立小学校及び中学校の通学区域

(平成28年4月1日現在)

中学校	小学校	通学区域
八日市場第一中学校	豊和小学校	大寺、飯塚、米持、内山、内山新田
	共興小学校	吉崎、長谷、登戸、西小笹、東小笹
	平和小学校	平木、東谷、上谷中、荻野、川向
	椿海小学校	椿、春海
	八日市場第二中学校	八日市場イ、八日市場口、八日市場ハ、八日市場ニ、八日市場ホ、若潮町、中台、松山、長岡、大浦、山桑、生尾、宮本、堀ノ内、長丘、飯高、片子、大堀、金原、安久山、小高、飯多香、大保里、公崎、城下、加多古
野栄中学校	豊栄小学校	富岡、飯倉、時曾根、貝塚、亀崎、新、田久保、木積、久方、飯倉台
	須賀小学校	横須賀、高、蕪里、高野、みどり平
	吉田小学校	吉田、八辺、南神崎、南山崎、入山崎、山崎
	野田小学校	野手、今泉、新堀
	栄小学校	川辺、栢田、堀川